

多治見市地域力向上活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が主体的に行う地域活動を支援することにより、地域力の向上を促し、市民による自助及び共助の活動の増進に資するために交付する地域力向上活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、多治見市補助金等交付規則（平成8年規則第14号）第20条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域力 地域の住民又は組織が互いに交流し築き上げたネットワークを生かし、自らの力で地域での生活をより良くしていきたい、楽しく元気に生活していきたいという思いを実現していく力をいう。
- (2) 地域力の向上に寄与する組織 自治会、地域福祉協議会、青少年まちづくり市民会議、P T A等の複数の既存団体の連携・協力を促進したり、新たな組織を立ち上げたりしながら、小学校区における課題の解決等を図るために地域独自で活動する組織をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、小学校区における地域力の向上に寄与する組織として、原則当該小学校区につき市長が認めた1の団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う地域の課題を解決するための地域の特性を生かした自発的な取組で、次の各号のいずれかに掲げる事業とする。ただし、1年度につき1事業に限る。

- (1) 過去に補助金の交付を受けていない事業（以下「新規事業」という。）
- (2) 補助金の交付を受けた新規事業を継続して行う事業（以下「継続事業」という。）で、補助金の申請回数が2回目又は3回目のもの。ただし、当該新規事業に係る補助金の交付の年度から5年度以内に申請されたもの又は特に適当であると市長が認めたものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、補助金の対象としない。

- (1) 国、県又は市の他の補助事業等により金銭の交付を受ける又は受ける予定の事業
- (2) 政治、宗教又は営利を目的として行う事業
- (3) 定例的な事業又は従来行われてきた事業を継続して行う事業
- (4) 団体の構成員のみの利益を目的とした事業
- (5) 単年度限りの事業で、継続性又は発展性が見込めないもの
- (6) 施設の整備を目的とする事業
- (7) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の目的を達成するために直接必要と認められる経費として次の表に掲げる経費とし、その基準は、次の表に定めるところによる。

区分	補助対象経費の基準
報償費	外部講師への謝礼等
旅費	外部講師等への交通費等
消耗品費	事業で必要となる文具、紙等の消耗品費
印刷製本費	事業のチラシ・ポスターの作成、資料等の印刷に要する経費
使用料及び賃借料	会場使用料、機器賃借料等
役務費	通信運搬費（郵便代、配送代等）、損害保険料等
飲料費	会議や催事時の水分補給用の飲料代（概ね150円程度／本とする。）
その他の経費	その他事業の実施に必要な経費で、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助金の対象としない。

- (1) 補助対象者の構成員に支払われる人件費又は謝礼等
- (2) 活動を伴わない資機材等の整備又は備蓄のための経費
- (3) 補助対象者の親睦会、反省会等の飲食を伴う会合等の飲食等の経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費

(補助金額及び補助限度額)

第6条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助金の額は、補助対象経費の額から補助対象事業による収益及び他団体による助成金の額を除いた額の4分の3以内の額とし、その補助限度額は、次のとおりとする。

項目	補助限度額
新規事業	50万円
継続事業（2回目の申請）	30万円
継続事業（3回目の申請）	20万円

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域力向上活動推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約又はこれに類するもの（設立目的、団体名称、事務所の所在地、構成員の資格、組織体制、代表者の選出方法、総会の運営、財産の管理等の組織の運営の概要について定めたもの）
 - (2) 組織図
 - (3) 役員一覧
- （交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、多治見市地域力向上推進プロジェクトチーム（多治見市地域力向上推進プロジェクトチーム設置要綱（平成30年訓令甲第5号）第1条に規定する多治見市地域力向上推進プロジェクトチームをいう。）による審査を経た上、速やかに補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、地域力向上活動推進事業補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、地域力向上活動推進事業補助金実績報告書（別記様式第3号）に活動状況の分かる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

2 補助事業者は、多治見市地域力向上推進プロジェクトチームの会議において、補助対象事業の実績報告を行うものとする。

(交付額の確定通知)

第10条 市長は、補助事業者から前条第1項の実績報告書を受領したときは、速やかに審査を行い、適當と認めたときは、補助金の交付額を確定し、地域力向上活動推進事業補助金交付額確定通知書（別記様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、地域力向上活動推進事業補助金交付請求書（別記様式第5号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 補助金の交付に関し、この要綱に定めのない事項については、多治見市補助金等交付要綱（平成8年告示第29号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱の一部を次のように改正する。

別表第1 2 総務の款4 地域活性化推進事業の項に次のように加える。

7 地域力向上活動推進事業

1 地域力向上活動推進事業

		1 地域力向上活動推進事業	市の地域力向上活動推進事業補助金交付要綱による。	要綱による。	要綱による。	要綱による。	
--	--	---------------	--------------------------	--------	--------	--------	--